

JOYO BANK NEWS LETTER

2024 年 10 月 1 日

手形・小切手の発行終了と全面的な電子化に向けた取り組みについて

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、手形・小切手の全面的な電子化に向け、2025 年 12 月をもって紙の手形や小切手の発行を終了いたします。また、同一店内小切手の即時入金にかかる代金取立を有料化しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本対応は、政府の「成長戦略実行計画」および全国銀行協会の自主行動計画に示された「2026 年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との目標に向け、決済のデジタル化を前倒しで進めるべく取り組むものです。

当行では、インターネットバンキングによる振り込みや電子記録債権（でんさいサービス）のご案内を通して決済のデジタル化をサポートし、お客さまの業務効率化を支援してまいります。

当行およびめぶきフィナンシャルグループは、「地域とともにあゆむ価値創造グループ」を長期ビジョンに掲げ、今後ともステークホルダーの皆さまの課題に寄り添い、ともにあゆみ解決することで、新たな価値を創り続け地域社会の持続的成長に貢献してまいります

記

1. 手形・小切手の発行受付終了

発行受付終了日：2025 年 12 月 30 日（火）

※ 発行受付終了日時点で保有されている発行済の手形・小切手につきましては、引き続きご利用いただけます。

（2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手は代金取立の受付ができません）

※ 手形帳・小切手帳の発行は、原則 1 回につき 1 冊ずつとさせていただきます。

2. 代金取立手数料の一部変更

2025 年 1 月 6 日（月）より、同一店内の小切手など即時入金可能な証券類のご入金（現金でのお受け取りを含みます）にかかる代金取立を有料化します。

代金取立手数料	変更前	変更後
電子交換	1 件あたり 880 円	1 件あたり 880 円
入金扱い※	無料	1 件あたり <u>880 円</u>
個別取立/普通扱い	1 件あたり 880 円	1 件あたり 880 円
個別取立/至急扱い	1 件あたり 1,100 円	1 件あたり 1,100 円

※ 自己振出小切手（振込・納税・融資返済等を目的としたご自身の口座からの払戻）を除きます。



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp

3. 代替サービスのご案内

紙の手形・小切手に代わる決済手段として、でんさいやインターネットバンキングをご利用いただくことで、手形・小切手の発行手数料や印紙税、郵送料などの費用負担軽減、現物紛失リスクの低減、および押印・発送・保管業務の効率化を実現できます。

＜サービス一覧＞

- (1) でんさい
- (2) インターネットバンキング等によるお振込み
- (3) 当座預金キャッシュカード
- (4) 当座預金払戻請求書※

※当座預金の払戻し手段として、2025 年 1 月 6 日（月）より「当座預金払戻請求書」（1 冊 50 枚綴り）をご用意いたします。発行手数料は 1 冊あたり税込 3,300 円です（単票での発行はいたしません）。

4. 電子決済への円滑な移行のサポート

2024 年 11 月にめぶきフィナンシャルグループ傘下の足利銀行と共同で「手形・小切手全面電子化に向けたオンラインセミナー」を開催いたします。

また、手形・小切手をご利用のお客さまを対象に、今後の電子化移行に向けたアンケートを実施いたしますので、ご協力をお願いします。

当行ではお客さまの状況やご意向を確認しながら、決済デジタル化と経理事務の効率化を積極的にサポートしてまいりますので、常陽銀行の本支店までお気軽にお問い合わせください。

以 上

＜参考：お客さまの電子化取組状況＞

当行では、政府の「成長戦略実行計画」に示された「約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」の実現に向け、紙の手形・小切手から、株式会社全銀電子債権ネットワークが取り扱う電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング等への切り替えを進め、すでに多くのお客さまにご利用いただいております。

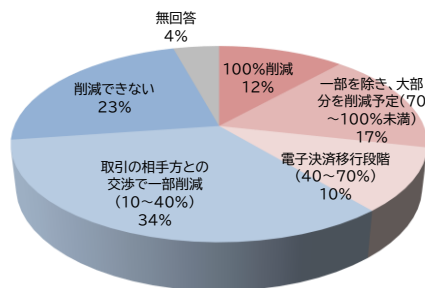
2026 年度末での紙の手形・小切手の電子化移行に向けたお客さまの取組状況を確認するため、2024 年 6 月に「手形・小切手の電子化に向けたアンケート調査」を実施しました。

当行は、引き続き「でんさいオンラインセミナー」の実施や、手形・小切手をご利用のお客さまへのアンケート等を通じて、お客さまとの対話を深めながら、決済デジタル化をサポートしてまいります。

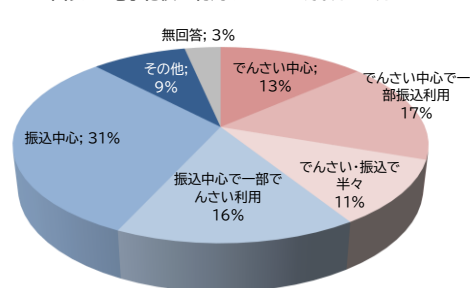
（対象企業：直近 1 年間の手形利用先で「でんさい」のご利用のない事業者さま：958 社）

- ◆ 手形支払企業の **73%**が直近 6 ヶ月（2024 年 12 月末日）までに手形削減に取り組むと回答。
- ◆ 手形支払企業のうち「でんさい」利用は **57%**。**31%**が振込を中心に切り替えると回答。
- ◆ 手形支払企業の **75%**が 2025 年 12 月末日を目途に電子取引を開始すると回答。
- ◆ 手形受取企業の **31%**が手形支払企業から決済手法の変更に関する打診があったと回答。

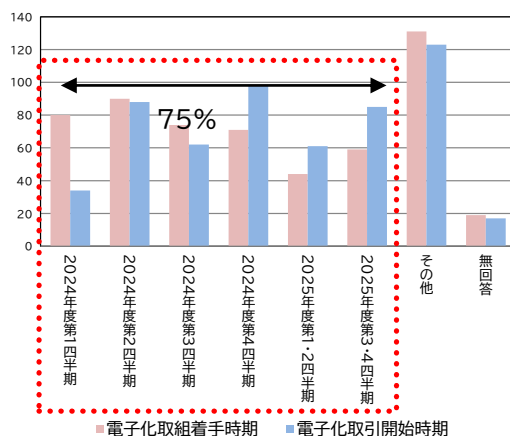
図表1 2024年12月末日時点の手形削減目標 対象先568先



図表2 電子化後の利用サービス 対象先568先



図表3 電子決済取引への「取組着手時期」と「開始時期」 対象先568先



図表4 直近1年間での決済手法の変更打診有無 対象先426先

